

## 青少年育成の日の充実を！

### ★概要

毎月第3土曜日は、「青少年育成の日」です。これは、心豊かな青少年を育てるために、家庭・学校・地域社会が、青少年が主体的に活動するための場や機会を確保し、地域ぐるみの青少年育成を推進しようと、昭和57年に制定されたものです。

### ★実施事項

#### ◎家庭

- 家族がふれ合う機会を増やそう！
- 親子で自主的に地域活動に参加しよう！
- 年齢に応じた生活習慣・能力や社会のルールを身に付けさせよう！



#### ◎学校

- 個に応じた指導や評価を工夫し、楽しく分かる授業を展開しよう！
- 道徳教育やボランティア活動の推進、自然体験や職場体験等の体験活動を推進しよう！
- 関係団体と連携し、各種連絡会を開催するとともに、地域の人材の活用、地域活動への参加奨励、施設開放等を行おう！

#### ◎地域社会

- 地域であいさつ運動や声掛け運動を推進しよう！
- 青少年育成の日を中心として、伝承活動、ボランティア活動、史跡巡り、子ども会活動等を充実させよう！
- 関係機関・団体が連携し、青少年健全育成の推進体制の充実や地域活動への青少年団体の参加、青少年リーダーの育成を図ろう！

#### ◎職場

- 勤労青少年に働く喜びを与える職場づくりに努めよう！
- 青少年育成活動へ参加しやすい職場環境づくりに努めよう！
- 地域活動への参加支援など地域社会の一員としての役割を担おう！



### ★留意事項

- 青少年活動は「青少年育成の日」を中心に、青少年主体の活動を推進しよう！
- 「青少年育成の日」は、学校の少年団活動・部活動の中止や、学習塾の自粛等、青少年が活動しやすい環境づくりに努めよう！（県中体連では、週末の土・日の部活動のうち、1日は休養をとるよう提唱しています。）
- 学校週5日制が定着し、子どもたちは地域で活動する時間が増加しました。「青少年育成の日」を中心に、地域ぐるみで青少年を育成していきましょう。